

社会福祉法人 周陽福祉会

「指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(山口県指定 第 3570600175 号)

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 緊急時の対処方法	7
7. 非常災害対策	7
8. 臨時休業の判断基準	7
9. 苦情の受付について	7
10. 虐待防止に関する事項	8

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 周陽福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 山口県防府市岸津二丁目 24 番 20 号 |
| (3) 電話番号 | 0835-24-0511 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 山本 一成 |
| (5) 設立年月 | 昭和 56 年 4 月 1 日 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定通所介護事業所・平成 12 年 4 月 1 日指定（令和 2 年 4 月 1 日指定更新）

山口県 3570600175 号

指定介護予防通所介護事業所・平成 18 年 4 月 1 日指定

指定介護予防・日常生活支援総合事業・平成 30 年 4 月 1 日指定

※当事業所は特別養護老人ホーム岸津苑に併設されています。

(2) 事業所の目的

要介護状態又は要支援状態にある高齢者が、その居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供します。

(3) 事業所の名称 岸津苑デイサービスセンター

(4) 事業所の所在地 山口県防府市岸津二丁目 24 番 20 号

(5) 電話番号 0835-21-8834

(6) 事業所長（管理者）氏名 佐々原 一夫

(7) 当事業所の運営方針

ご利用者の人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。サービス提供に際しては、ご利用者及びそのご家族のニーズを的確に捉え個別に通所介護計画を作成します。そして、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもってサービスの提供を行うとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。また、地域との結びつきを重視し、市町村等や保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

(8) 開設年月 昭和 63 年 1 月 5 日

(9) 利用定員 月・金 29 人 火・水・木・土 25 人

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 防府市全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土 ただし元旦を除く
受付時間	午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分
サービス提供時間	午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分 ただし、利用者から希望があり、対応可能な場合はこの限りではありません。 延長期間 午後 4 時 30 分～午後 7 時まで

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
1. 管理者（兼務）	1 名	—
2. 介護職員（1 名兼務）	5 名	2 名
3. 生活相談員（2 名兼務）	2 名	—
4. 看護職員（2 名兼務）	2 名	1 名
5. 機能訓練指導員（3 名兼務）	2 名	1 名
6. 運転手・パート職員	—	2 名
7. 管理栄養士（兼務）	1 名	

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間：午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分
2. 看護職員	勤務時間：午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分 ☆原則として 1 名の看護職員が勤務します。
3. 機能訓練指導員 (生活相談員・看護職員兼務)	勤務時間：午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。本人の所得によっては 8，7 割の場合もあります。

〈サービスの概要〉

- ①食事（居宅サービス計画において、食事の提供が予定されている方に限ります。但し、食材料費は別途いただきます。）
- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。

（食事時間）12：00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。

③排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑥生活指導

- ・ご利用者がご自宅において可能な限り自立した日常生活を営めるよう生活指導を行います。

⑦栄養改善

- ・低栄養状態にある者又はそのおそれのあるご利用者に対し、管理栄養士が適切なサービスを提供します。

⑧口腔機能向上

- ・口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者に対し、看護師が口腔機能改善のための適切なサービスを提供します。

<サービス利用料金について>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、利用者の要介護度、介護保険負担割合1割～3割に応じて異なります。）

*通所介護費（1日の利用料金）

①基本料金（所要時間7時間以上8時間未満の場合）

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,580 円	7,770 円	9,000 円	10,230 円	11,480 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,922 円	6,993 円	8,100 円	9,207 円	10,332 円
3. サービス利用に係る自己負担額（=1-2）	658 円	777 円	900 円	1,023 円	1,148 円

②加算料金

1. 加算利用料金	入浴介助加算 I / 日	サービス提供体制加算 I / 日	口腔機能向上加算 I / 月	栄養アセスメント加算 / 月	科学的介護推進体制加算 / 月	時間延長 (1 時間未満)
	400 円	220 円	3,000 円	500 円	400 円	500 円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 6 条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の材料の提供（食材料費）

ご利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：650 円

②レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ、パッド、防水シート 各 100 円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払

イ．下記指定口座への振り込み

山口銀行 防府支店 普通預金 6155917

名義人 社会福祉法人周陽福祉会 岸津苑デイサービスセンター
理事長 山本一成

ウ．預金口座からの自動引き落とし（翌々月の 16 日に口座より引き落としです）

(4) 利用の中止・変更・追加（契約書類第 7 条参照）

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。

○サービスの実施日（利用予定日）の前日までに申し出がなく、当日になって利用を中止された場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 100% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 緊急時の対処方法

サービス提供時に利用者様に変化、急変等があった場合は、速やかに主治医又は、協力医療機関に連絡をとるなど必要な処置を講じ、ご家族にも速やかに連絡いたします。

7. 非常災害対策

非常災害に備える為、防災マニュアルにもとづいて行動いたします。

8. 臨時休業の判断基準

- ・土砂災害警報情報や記録的短時間大雨情報が発表された時。
- ・台風が直近を通る事が予想される時。大雪、積雪が予想される時。
- ・感染症が事業所内において拡大している可能性が高い時。

○前日に想定できる場合は、前日に決定し、連絡いたします。

9. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[生活相談員] 尾 座 妙 子 ・ 玉 城 五 月

○電話 0835-21-8834

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

なお、ご利用者又はそのご家族が苦情申し立てを行った場合に、それを理由として何らの差別待遇はいたしません。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

防府市役所 介護保険担当課	所在地	防府市寿町7番1号
	電話番号	0835-25-2367
	受付時間	午前8:30～午後5:00
国民健康保険団体連合会	所在地	山口市朝田1980番地7
	電話番号	083-995-1010
	受付時間	午前9:00～午後5:00

10. 虐待防止に関する事項

当事業所はサービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

令和 年 月 日

指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護）岸津苑デイサービスセンター

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 氏名 印

私は、利用者本人が署名できないため署名を代行しました。

署名代行者住所 氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。